

- (ウ) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - (エ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - イ 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。
 - 4 (1) 保安林予定森林の所在場所 熊本県菊池市班蛇口字山神谷 167 の 1、字樋ノ口 549 の 1、550
 - (2) 指定の目的 水源のかん養
 - (3) 指定施業要件
 - ア 立木の伐採の方法
 - (ア) 次の森林については、主伐は、択伐による。
字山神谷 167 の 1・字樋ノ口 549 の 1・550 (以上 3 筆について次の図に示す部分に限る。)
 - (イ) その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
 - (ウ) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - (エ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - イ 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。
 - 5 (1) 保安林予定森林の所在場所 熊本県菊池市班蛇口字椎場 1229 の 1、1229 の 2
 - (2) 指定の目的 水源のかん養
 - (3) 指定施業要件
 - ア 立木の伐採の方法
 - (ア) 次の森林については、主伐は、択伐による。
字椎場 1229 の 1・1229 の 2 (以上 2 筆について次の図に示す部分に限る。)
 - (イ) その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
 - (ウ) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - (エ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - イ 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。
- (「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を熊本県庁及び熊本県菊池地域振興局並びに菊池市役所に備え置いて縦覧に供する。)

熊本県告示第 646 号

身体障害者福祉法（昭和 24 年法律第 283 号）第 17 条の 20 の規定により、次の指定居宅支援事業者から変更の届出があった。
平成 16 年 6 月 16 日

熊本県知事 潮 谷 義 子

事業者の名称、事業所の名称及び事業の種類	変更があった事項	変更前の内容	変更後の内容	変更年月日
社会福祉法人 姫戸福祉会 姫戸町ホームヘルパーステーション翔洋苑 身体障害者居宅介護	事業所の所在地	天草郡姫戸町大字姫浦 3055 番地 106	上天草市姫戸町姫浦 3055 番地 106	平成 16 年 3 月 31 日

熊本県告示第 647 号

身体障害者福祉法（昭和 24 年法律第 283 号）第 17 条の 20 の規定により、次の指定居宅支援事業者から変更の届出があった。
平成 16 年 6 月 16 日

熊本県知事 潮 谷 義 子

事業者の名称、事業所の名称及び事業の種類	変更があった事項	変更前の内容	変更後の内容	変更年月日
社会福祉法人 姫戸福祉会 翔洋苑短期入所生活介護事業所 身体障害者短期入所	事業所の所在地	天草郡姫戸町大字姫浦 3055 番地 106	上天草市姫戸町姫浦 3055 番地 106	平成 16 年 3 月 31 日

熊本県告示第 648 号

知的障害者福祉法（昭和 35 年法律第 37 号）第 15 条の 20 の規定により、次の指定居宅支援事業者から変更の届出があった。